

人事行政の運営等の状況の公表

総務課
内線 212
2階 10番窓口

扶桑町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年扶桑町条例第 10 号）
第 5 条の規定に基づき、令和元年度における町職員の状況について公表します。

◆給与の状況

○人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の 人件費率
令和元年度	人 34,798	万円 100億1,879	万円 3億3,729	万円 17億6,896	% 17.7	% 16.9

○職員の初任給の状況

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒 180,700	192,400
	高校卒 148,600	157,000

○職員手当の状況

区分	期末手当	勤続手当
6月期	1.300月分	0.925月分
12月期	1.300月分	0.975月分
計	2.6月分	1.9月分

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たりの平均支給額	783 千円	21,238 千円

○時間外勤務手当の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度
支給総額	43,644	47,591
職員 1 人当たりの平均支給年額	230	237

(短時間勤務職員含む)

○特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
町長	880,000 円	令和元年度実績 支給割合 6月期 1.675 月 12月期 1.725 月 計 3.400 月
副町長	703,000 円	
教育長	644,000 円	
議長	387,000 円	
副議長	306,000 円	
議会運営委員長	287,000 円	
常任委員長	287,000 円	
議員	281,000 円	

○職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	300,924 円	368,769 円	40.8 歳
技能労務職	247,886 円	264,838 円	45.2 歳

○職員の経験年数別平均給料月額の状況

区分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年
一般行政職(大学卒)	-	-	363,950 円

◆福祉及び利益の保護の状況

○安全衛生管理

区分	受診者数
職員健康診断(臨時職員含む)	364
人間ドック	140

○公平委員会の報告事項

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

○職員互助会

名称	会員数
扶桑町職員互助会	239 人
補助金額	会員一人あたりの補助額
1,528,000 円	6,393 円
主な事業内容	
人間ドック・インフルエンザ助成、クラブ助成、スポーツレクリエーション実施、及び慶弔に係る給付など	

◆研修及び人事評価

○研修の状況

研修名	受講者数
市町村国際文化研修所研修	2
全国建設研修センター研修	1
人事行政研究所研修	1
尾張五市二町研修協議会 一般職員前期研修始め 5 研修	33
(公財)愛知県 市町村振興協会 研修センター 部長研修始め 3 研修の階層別研修 地方自治法研修始め 26 研修の専門 研修	55
計	92

○人事評価

目的	組織の方針や目標を共有し、個人の役割と責任を認識したうえで、その目標達成の課程で発揮される能力、取り組む姿勢(態度)、その成果(業績)をトータルに評価することで、組織の活性化と目標に取り組む課程での職員の能力開発と育成を図る。
制度の概要	評価者は第 1 次と第 2 次の 2 名とし、各職員に与えられた 13 の評価項目について A から E の 5 段階で評価する。調整者が評価者の評価を調整した後、評語を確定する。
基準日	令和 2 年 2 月 1 日
評価期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
実施者数	232 人

◆任免及び職員数に関する状況

区分	職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	退職	採用	職員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)
行政職	147	12	13	148
保育職	67	2	4	69
保健職	7		1	8
技能労務職	15	1		14
計	236	15	18	239

○部門別職員数の状況

区分	職員数			対前年増減数		
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
一般						
議会	3	3	3			
総務	41	43	43	△ 1		2
税務	14	14	13			△ 1
農政	4	4	4			
商工	1	1	1			
土木	15	14	14		△ 1	
民生	91	94	93	5	3	△ 1
衛生	19	20	17	1	1	△ 3
特別教育	31	30	31		△ 1	1
普通会計	219	223	219	5	4	△ 4
公営企業等 会計						
下水道	5	6	6		1	
その他	11	11	11		3	
特別会計	16	17	17	3	1	
合計	235	240	236	8	5	△ 4

◆サービスの状況

○営利企業等への従事許可の状況

区分	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事するもの	3
計	3

◆勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間	休憩時間
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00

○育児休業及び介護休暇の取得状況

区分	期間	取得人数		
		男	女	計
育児休業	子が 3 歳に達するまで		7	7
介護休暇	6 月以内	1		1

○休暇の種類(主たるもの)

区分	付与日数
年次有給休暇	20 日
病気休暇	必要最小限度の期間
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア	5 日以内
結婚	連続する 7 日以内
出産	産前 8 週間・産後 8 週間
育児時間(生後 1 年未満の子)	1 日 2 回(1 回 30 分以内)
子の看護(小学校就学前の子)	5 日以内
忌引(職員の親族の死亡)	配偶者 10 日、父母 7 日ほか
夏季休暇	5 日

◆分限及び懲戒処分の状況

○分限処分

区分	休職	免職	降任	計
勤務実績がよくない場合				0
心身の故障	1			1
職に必要な適格性を欠く場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0
その他				0
計	1	0	0	1

○懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反 (職務専念義務違反、職務命令違反等)					0
一般非行関係(傷害、暴行等)					0
収賄等関係(収賄、横領等)					0
道路交通法違反関係					0
監督責任					0
計	0	0	0	0	0